

少年法改正に反対する会長声明

- 1 平成20年3月7日、少年法「改正」法案が閣議決定され国会に上程されることになった。同法案は、原則非公開の少年審判について、被害者等の傍聴を可能にし、被害者等による審判記録の閲覧謄写の要件を緩和するものである。
- 2 同法案は、一定の重大犯罪について、被害者等が「審判期日に審判の傍聴の申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるとき」は、傍聴を許すとするものである。
たとえ重大犯罪の被害者等に限定しているとはいえ、被害者による少年審判の傍聴を認めることには以下の点で問題がある。
- 3 少年法は、未成熟な少年に対し大人が受容的に接することにより少年の健全な育成を図ろうとしている。少年審判は、裁判官、調査官、保護者、付添人などの教育的・福祉的な働きかけにより、少年が犯した非行事実我真摯に向き合い内省を深めさせ、いわば少年を再教育する場となることが期待され、実践されている。少年法22条も、審理は懇切を旨としてなごやかに行われなければならないと定めている。
ところが、同改正法案のように、少年審判を被害者等が傍聴するとすれば、精神的に未熟で社会経験も乏しくそれゆえに人前で自己を言語表現するのが下手な少年は、心理的に萎縮し、率直に事実関係の説明を行ったり非行事実に走ってしまった理由を語ったりすることが困難となるおそれが高い。特に、重大な非行を犯した少年の中には、被虐待体験など内面に問題を抱え心を閉ざしている少年もいる。少年審判は事件直後に行われることから、被害者も少年も精神的に不安定である場合も多い。審判廷は、刑事の法廷と違って非常に狭いため、被害者と少年は近接した場所に座らざるを得ない。
このようなことをも考えると、被害者等による傍聴は、審判自体の教育的・福祉的機能を損ない、少年の健全な育成という理念の実現を妨げるおそれがある。
- 4 また、被害者等が閲覧・謄写できる記録の範囲を少年の身上経歴等に関する部分にまで拡大することは、少年等のプライバシーを過度に侵害し、少年の社会復帰と更生を阻害しかねない。
- 5 犯罪被害者等の「事実を知りたい」という要望に対しては、まず、平成12年に導入された被害者等による記録の閲覧・謄写、被害者等からの意見聴取、審判の結果通知の各制度について、被害者等が十分に活用できる体制を整備・充実させたいうえで、さらに、審判に関する事実等を家庭裁判所調査官が被害者等に対して説明する制度の導入などについて、検討を開始すべきである。
- 6 本法案による被害者等の審判傍聴や記録の閲覧謄写範囲の拡大は、上記のとおり少年の健全な育成という少年法の理念に重大な変質をもたらすおそれがある。
よって当会は、本法案に反対する。

平成20年4月2日

茨城県弁護士会

会長 谷 萩 陽 一